

取扱定期貯金（金利・商品概要）

（令和8年9月1日現在）

2026みのり定期

商品概要説明書

<単利型>

商 品 名	・2026みのり定期<単利型>
販売対象	当JA管内の農産物生産者
販売条件	令和8年8月1日以降に当JAに振込まれた生産物の販売代金範囲内での預入が対象となります。
対象定期貯金	スーパー定期貯金〈単利型〉
販売期間	・令和8年9月1日(火)～令和8年12月30日(水)
ご利用いただける方	・個人及び法人
期 間	・定型方式 6カ月（単利） ・自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・6カ月もの 年1.70%（年利回り）を初回満期日まで適用します。 満期日に当初預入時と同じ期間で自動継続し、その時点での店頭表示金利が適用されます。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金の利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本支店（所）または金融共済部（電話：0763－32 －8612）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等 に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等 の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）で も、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相 談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076－421－4811）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A と な み 野